

栗山町文化振興基金補助金について

栗山町文化振興基金は、昭和63年より町民や企業の方などからいただいた寄付金を、文化振興を図る事業に充てるため積み立てている基金です。この基金を有効活用し、「心の文化センターづくり」として町民の自主的な文化活動や町内で活躍する芸術家などを支援する新たな制度です。

対象事業内容

単年度内に事業が完成する次の事業とします。

(1) 地域文化振興事業

地域の文化振興または普及を目的に、広く一般町民を対象に実施される事業（演劇、音楽、文芸、美術、工芸、郷土芸能等の鑑賞会・展示会、歴史・自然に関する学術研究発表等）

(2) 郷土芸能等保存振興事業

郷土芸能の保存、継承を図る事業

(3) 芸術創造普及事業

町内で活動する芸術家などが行う芸術の創造普及を図る事業（個展開催等）及び町内における工房等の新築改築事業

【対象者】

町内で活動する団体または個人

【対象経費】

謝金、旅費、需用費（消耗品・印刷費等）
役務費（郵便料・手数料等）、委託料、使用料、賃借料等

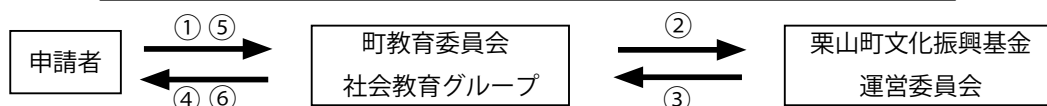
【補助金額】

原則として対象経費の2分の1以内で20万円を限度とします。

【応募方法】

事業を予定されている方は、あらかじめ町教育委員会指定の申請書等を提出願います。事業の要望は随時受け付けますが、運営委員会による審査を要するため、早めの提出をお願いします。

栗山町文化振興基金補助金申請から交付までのながれ



① 交付申請

② 運営委員会による審査

③ 決定（却下）

④ 結果通知

⑤ 実報報告

⑥ 補助金交付



たとえばこんな事業が対象となります

- ・ 実行委員会やグループによる音楽コンサート
- ・ 文化団体などによる発表会やイベント
- ・ 個人やグループが公共施設やまちの駅などで開催する展示会・写真展 など